

## **第5章 情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項**

### **(文書等の管理及び保持の方法)**

第25条 消費者被害情報のうち、情報提供者である消費者を特定しうる情報については以下の方法で管理・保持する。

- 一 消費者被害情報受付簿を作成し、情報提供者名、受付日時、収集方法(110番、団体からの提供、その他の別)、事業者名、保管方法等を記録する。
- 二 当該情報を電子媒体で管理する場合には特定のドライブで保管する。但し、事案検討に移行した段階においてはこの限りでない。
- 三 前号の特定のドライブにアクセスできるのは、役職員、委員及び検討チーム員のうち、理事長が特に許可した者のみとし、それ以外の者がアクセスできないよう、当該ドライブにアクセスできる端末の立ち上げに際してはパスワード入力を課するシステムとする。
- 四 紙媒体に記載された情報を破棄する場合には判読できないようにする。
- 五 申入れ等にいたらなかった案件の保管については情報提供を受けた事業年度の年度末より5年とし、申入れ等を行なった案件の保管については当該案件に関する結果が得られた事業年度の年度末より5年とする。

2 差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持については、この章の規定の趣旨に従い、適切に実施するものとする。

### **(文書等の管理責任者の配置)**

第26条 前条第1項に定める消費者被害情報、規程16条に定める資料、ならびに理事会・常任理事会・検討委員会・検討チームの会議資料・議事録・議事概要(これらの資料すべてを、以下「管理資料」という)については、その管理責任者を事務局長とする。

### **(文書等の盗難防止策)**

第27条 紙媒体に印刷された管理資料は、指定のキャビネットに施錠して保管し、その鍵は事務局長が管理する。

### **(文書等へのアクセス制御)**

第28条 管理資料を閲覧、謄写及びコピー(ハードコピーと電子データのコピーの双方をいう)できるのは役職員・委員および特に理事長が許可した検討チーム員のみとする。

2 役職員・委員が、管理資料を閲覧するため所定の保管場所より持ち出す場合は、事務局長の了解を得たうえで、所定のノートに持ち出す資料の名称と持ち出す日を記述し、記名または押印する。返却時には、同じノートに返却日を記録し、記名または押印する。

3 管理資料の謄写、コピーを行うに当たっては、事務局長にその目的を通知し承認を得なければならない。事務局長は、その通知をした者の氏名と、謄写・コピーの目的、承認の日

時を所定のノートに記録する。

#### **(情報の管理及び秘密の保持に関する研修等の実施)**

第29条 規程の適用開始時に役職員・委員及び検討チーム員に規程の内容について研修を実施するものとし、以後規程の改定がなされた場合は、遅滞なく改定内容を上記の者に周知する。

2 新たに、役職員・委員及び検討チーム員に就任する者に対し、規程の内容について研修を実施する。

#### **(情報の管理及び秘密の保持に関する服務規定)**

第30条 情報の管理及び秘密の保持に関する役職員・委員並びに検討チーム員の服務規定として下記項目を定める。

- 一 差止請求関係業務を実施する目的のため、消費者被害情報を利用するものとする。
- 二 消費者から消費者被害情報の提供を受ける際には、差止請求関係業務の実施のために利用することを明示する。
- 三 差止請求関係業務を実施する以外の目的のため消費者被害情報を利用してはならない。
- 四 理事会・常任理事会の資料・議事録等、検討委員会・検討チームの資料・議事概要等、各々の役員、検討委員、検討チーム員に配布される資料について、これを各役員、検討委員、検討チーム員において保管する場合は、各自が定める所定の場所に保管する。
- 五 前号の資料を廃棄する場合は、当該資料のうち個人が特定できる消費者被害情報については、判読ができないようにする。また、個人が特定できる消費者被害情報が電子データとして提供された場合、データを保管しているコンピューターのディスクならびに磁気媒体等からの削除をもって、情報の廃棄とする。

#### **(事業者が消費者本人が識別されうる可能性がある場合の本人同意の方法)**

第31条 消費者被害情報に関して、当該事業者への申入れ、訴訟提起、公表等に活用する場合に、その相手方その他の第三者が当該被害にかかる消費者ないし情報提供者を識別することができる方法で利用するに当たっては、予め当該消費者ないし情報提供者の同意を得なければならない。

#### **(役職員・委員及び検討チーム員の秘密保持)**

第32条 役職員・委員及び検討チーム員は、差止請求関係業務に従事する中で得た秘密及び第13条に関する業務の事項について未だ公表に至っていない事項を、在任中ならびに退任、退職後も、私的に利用したり第三者に提供してはならない。

消費者被害防止ネットワーク東海「差止請求関係業務規程」(2018/9/18)より